第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 6 年 3 月 8 日）は、次のとおりである。

経済産業省

20230914保第6号
令和６年３月８日

株式会社タカ・クリエイト
代表取締役　髙島　保夫　殿

経済産業大臣　齋藤　健

株式会社タカ・クリエイト「盛岡簗川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和５年９月１４日付けで届出のあった「盛岡簗川風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第３項の規定に基づき、岩手県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

別紙

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1．本事業の実施により、土砂・濁水に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2．岩手県において平成20年９月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査にあたっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3．魚類の調査について、種の特性等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

4．環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や植生自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される事から、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

表 5-1　方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1. 本事業の実施により、土砂・濁水に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	本事業の実施により、土砂・濁水に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、水質の調査に当たっては方法書時より調査地点の移動・追加を行い、より適切に調査、予測及び評価を行いました。 調査、予測及び評価の結果について、「第 8 章 8.1.2 水環境」に記載いたしました。
2. 岩手県において平成 20 年 9 月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査にあたっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	希少猛禽類の調査にあたっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行いました。 希少猛禽類の調査、予測及び評価の結果については、「第 8 章 8.1.4 動物」に記載いたしました。
3. 魚類の調査について、種の特性等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。	魚類の調査については、事業地周辺の状況等を考慮し、方法書時より見直し適切な調査時期となるよう設定いたしました。 調査については、「第 8 章 8.1.4 動物」に記載いたしました。
4. 環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や植生自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される事から、工事の実施や地形改変が植物に与える影善について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	希少な植物の生育や植生自然度が高い植生について、適切に調査を実施し、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について予測及び評価を行いました。 調査、予測及び評価の結果について、「第 8 章 8.1.5 植物」に記載いたしました。